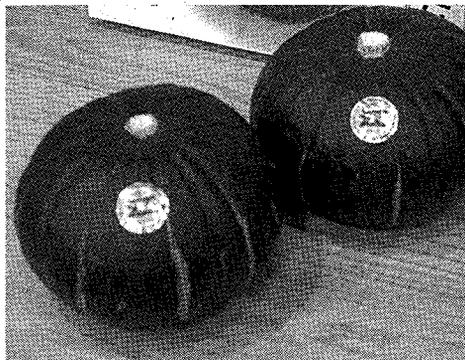
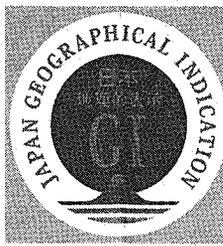


青果13産品に増加

知名度アップ、模倣品対策など期待

地域の風土や伝統に育まれ、その結びつきが特定できるような名称(地理的表示「GI」)を知的財産として国に登録し、



生産に際し栽培規格の市場評価が高い「江戸崎かぼちゃ」

国が保護する「地理的表示保護制度」。2015年12月に第1弾として7産品が登録され、昨年末には24産品にまで増加した。このうち青果物は「江戸崎かぼちゃ」「十勝川西長いも」など13産品。登録産品は産地や品質等の基準を満たしたものであり、産地では「産品の

認知度が向上した」「輸出の際の模倣品対策にもなる」などの効果もある。

青果の地理的表示登録産品

名称	生産地
あおもりカシス	青森県東青地域
夕張メロン	北海道夕張市
江戸崎かぼちゃ	茨城県稲敷市および牛久市桂町
鳥取砂丘らっきょう ふくべ砂丘らっきょう	鳥取市福部町内の鳥取砂丘に隣接した砂丘畑
市田柿	長野県飯田市、下伊那郡ならびに上伊那郡飯島町および中川村
吉川ナス	福井県鯖江市
谷田部ねぎ	福井県小浜市谷田部
山内かぶら	福井県三方上中郡若狭町山内
加賀丸いも	石川県能美市および小松市(高堂町、野田町、一針町)
三島馬鈴薯	静岡県三島市の箱根西麓地域、田方郡函南町の箱根西麓地域
能登志賀ころ柿	石川県羽咋郡志賀町の一部地域
十勝川西長いも	北海道帯広市、芽室町、中札内村、清水町、新得町など
連島ごぼう	岡山県倉敷市(一部地域)

同制度の導入は、農林水産物・食品の「地域ブランド」を守るとともに、流通業者にとっても品質の守られた産品を扱うことができるメリットがある。生産・加工業者の団体が国に申請し、基準を満たすと地理的表示として登録され、名称の使

用、「GIマーク」(写真左右)をつけての販売が可能となる。「地理的表示の登録により、認知度が向上した」とするのが、「江戸崎かぼちゃ」を出荷する茨城県東のJA稲敷。江戸崎かぼちゃは稲敷市および牛久市桂町で栽培され、海外での商標登録を進めている。すでに、韓国、

完全で収穫することから甘みがありほくほくとした食感となる。15年12月の登録を機にメディアでの紹介が増加し、「PR効果があつた」という。16年産からギフト用の専用パッケージをリニューアルし、引合いが増加している。

また、GIマークは日本の地域ブランドの証明にもなることから、農水省では模倣品対策として海外での商標登録を進めている。すでに、韓国、台湾、米国、シンガポールに輸出し、15年産の輸出額は11億4000万円と「初の10億円越えとなった」(JA帯広かわにし)という。ただ輸出に関しては、「模倣品への対策が課題。海外での商標登録も進めてはいるが、対応しきれない。(地理的表示制度では)国が登録を進めてくれるメリットがある」と期待する。

台湾、EU、オーストラリア、ニュージーランドなどで登録されている。こうした点をとくにメリットと見ているのが、昨年10月に登録された「十勝川西長いも」を扱うJAで構成する十勝川西長いも運営協議会だ。長いもは、北海道帯広市、芽室町、中札内村などで生産され、外觀が白く褐変しにくい、歯ごたえや食感が良い、とろろにしたときの粘りが強いなどの特徴がある。台湾、米国、シンガポールに輸出し、15年産の輸出額は11億4000万円と「初の10億円越えとなった」(JA帯広かわにし)という。ただ輸出に関しては、「模倣品への対策が課題。海外での商標登録も進めてはいるが、対応しきれない。(地理的表示制度では)国が登録を進めてくれるメリットがある」と期待する。